

平成28年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成28年2月29日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
23-1	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情（陳情）	軽度外傷性脳損傷仲間の会 代表 藤本 久美子	社会委員会	
23-2	放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める陳情（陳情）	宮田の環境を守る会 会長 宮田村議会 議長 田中 一男	社会委員会	
23-3	真っ当な改正論議を保障するため、安倍首相に真摯な姿勢と歪んだ憲法観の是正を求める陳情（陳情）	平和って何だ・伊那谷 代表 角 憲和	総務委員会	

(23-1) 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性
や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情（陳情）

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがあります。脳しんとうは、通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があります。誰もが転倒、自動車事故、またはその他の日常の活動中に受傷する場合があります。サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツを行う場合は、脳しんとうを受けるリスクが高くなります。ユニバーシティー・オブ・ミシガン・ヘルス・システム（UMHS）は、米国では毎年約 380 万人がスポーツ傷害から脳しんとうを受けていると推定しています。

2007 年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間 1000 万人の患者が発生していると推測されており、今後 2020 年には世界第 3 位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩です。また、症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数か月間後に発症することもあります。

特に、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い、味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、神経因性膀胱などが発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくありません。

さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなりますし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

平成 24 年 7 月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成 25 年 12 月には、一般社団法人日本脳

神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回り、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう国及び関係機関に意見書を提出していただき、ここに陳情します。

記

1 各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、スポーツ脳しんとうに関する国際会議が提唱し、一般社団法人日本脳神経外傷学会が推奨している脳しんとう評価ツール「SCAT2」の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2 脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CTやMRIによる検査だけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、「SCAT3」（12歳以下の場合は「チャイルドScat3」）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3 脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4 保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

(23-2) 放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める陳情（陳情）

長野県は、豊かで優れた自然環境や水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、自然と共生する社会を育んできました。国内外より長野県を訪れる人々は、こういった環境を目的に心身の安らぎを求めている人が多いと考えます。

私たち長野県民は、長い年月をかけて継承してきたかけがえのない環境及び景観を保護し、この豊かな自然環境と水資源（河川、地下水など）を損なうことなく将来へ引き継ぐ責務を有しています。

これらの自然環境と水資源は、県民の平穏で安心な生活環境を支えるだけではなく、県の観光産業を支える重要な資源として、また、農作物に代表する産業製品の価値、信州というイメージとも密接に関わっています。

さらに長野県は、県歌信濃の国でも謳われているように、国の固めである、北に犀川、千曲川（信濃川）、南に木曾川、天竜川の上流部に位置する自治体として、その水質保全に寄与する責務も有していると考えます。

しかしながら、豊かで優れた自然環境や水資源を享受してきた長野県も、時代の流れと共にそれが当たり前ではなくなりつつあります。豊かで優れた自然環境や水資源を後世へ残すには、今を生きる我々が強く責任を自覚し、努めなければ取り返しがつかないことになりかねません。それらを踏まえると、現在宮田村大久保地区に計画されている放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設は、断固反対しなければいけません。

以上のことから、貴議会におかれましては、住民の平穏で安心な生活環境や信州のイメージを、現在及び将来へわたって享受できるようにするため、また国の固めである河川の上流部に位置する自治体として水質保全の責務を全うするため、下記事項が実現されますよう長野県に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 宮田村に建設が予定されている、放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設については、様々な疑問点や住民不安が解消されておらず、下流域に与える影響も大きいので、事業許可を与えないこと。

- 2 上記施設の建設を安易に認めることは、今後県内あちこちへ同様の最終処分場の建設計画が続く恐れがあるため、県は十分な調査、検証を行い、強力な行政指導をすること。
- 3 長野県の関係条例を不断に見直し、県の自然環境と水資源（河川、地下水など）を将来へわたって継続的に守ること。
- 4 農業を強い農業・成長産業とするため、また観光産業も発展させるため、風評被害などが起きないようにあらゆることを想定し、将来へ不安を残さないよう配慮すること。
- 5 長野県のことだけを考えるのではなく、下流域の自治体や国とも協力し、自然環境や水質保全を図ること。

(23-3) 真つ当な改正論議を保障するため、安倍首相に真摯な
姿勢と歪んだ憲法観の是正を求める陳情（陳情）

安倍首相は、「憲法改正」を参院選の争点にすると明言し、「9条改憲」にも言及しました。安保関連法の強行成立からわずか4ヶ月後、しかも、その施行前という慌ただしさです。何よりも、集団的自衛権容認の是非を堂々と憲法改正で問うという道は避け、憲法解釈の変更によって正当化したばかりです。その安倍首相が矢継ぎ早に言い出したのです。市民の間に拭いようのない違和感と不安が広がっているのは当然でしょう。

その安倍首相の下で、果たしてまともな国民的議論ができるのか、甚だ疑問であります。国会の質疑では、身内の自民党議員には9条改正を語りながら、自民党改正草案を質した野党議員には具体的な説明を避けました。また、国民の間から改正を求める声が高まっているとは言えません。にもかかわらず、それを権力者の側から言い出すこと自体が権力主義的で立憲主義を逸脱する態度です。また、9条改正の意図を「7割の憲法学者が自衛隊に憲法違反の疑いを持っている状況をなくすべき」と考えるからと言っても、それが国民の意向であるとは到底理解できません。凶らずもその言葉は、集団的自衛権の行使容認は憲法違反だとするあらかたの憲法学者の意見を潰すために安保法制を強行成立させた、と語ったも同然の独善的で強権的な考え方です。立憲主義に基づき国民が起こすという基本とは無縁な発想であり、国民的議論を阻害する暴論です。

以上のことから、貴議会におかれましては、真つ当な国民的議論を保障するために、下記の4項目を最低限の条件として実行されますよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 改正の意図および改正の全容を自民党改正草案に基づき具体的に説明する。
国民が受け入れやすい条項を探し出して、小出しにするような質^{たち}の悪いやり方はしない。
- 2 第一次政権以来述べてきた自らの憲法観を包み隠さず国民に語る。自分に不都合な事実や史実には触れない、あるいはごまかすような不誠実な態度はとら

ない。

- 3 正しい立憲主義の理解に改める。安倍首相は、「権力者の手を縛るという側面もある」が「専制主義的な王制時代」の「古色蒼然とした考え方」であり、民主主義が定着している今日の憲法は「国のかたち、理想を示すもの」と話しています。立憲主義は側面ではなく、憲法の基本原理を根本において規定する、権力者は国民に従って統治する、という考え方がないし精神です。これが権力を縛るという意味です。絶対君主制の時代ではなく近代市民革命後に生まれました。現憲法にも国のかたちと理想が明瞭に謳われています。
- 4 憲法制定の歴史認識について歴史を歪める感情論は撤回する。「占領下という大きな制約の中で」「米国のニューリーダー（左翼傾向の強いGHQ内部の軍人たち）と言われる人達の手によってできた憲法を私達が最高法として抱く」のは「日本人の精神に悪い影響を及ぼしている」とし、「前文はアメリカへのわび証文」と述べています。最高法規として仰げない押し付けられた憲法だとする嫌悪感が露骨に吐露されています。まさにポツダム宣言の受諾と敗戦の事実だけでなく憲法そのものを否定する暴論です。幣原内閣の松本丞治国務相のもとで改正要綱を作った、その内容が明治憲法と瓜二つの現状維持のためマッカーサーに拒否された、天皇制廃止を狙う連合軍極東委員会の迫及を回避するため1週間の急な作成になった、その際民間の私案も参考にされ国会の審議で修正もされた、などの事実は無視しています。

前文を「わび証文」とはあきれた偏見的妄言です。これは、新たに選挙権を取得する若者や中高生そして国民を惑わし精神に大きな悪影響を与える危険極まりない感情論です。